

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月からA市所在のB会社で石綿紡織機械の修理や保全等の業務に従事していたところ、「びまん性胸膜肥厚」を発症し、平成〇年〇月〇日を症状確認日として労災保険法による療養補償給付及び休業補償給付を受給し、平成〇年〇月〇日以降は、傷病補償年金を受給していたが、平成〇年〇月〇日入院先のC病院で死亡した。

死亡診断書には、直接死因として「誤嚥性肺炎」、直接死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として「胸膜中皮腫」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、石綿関連疾患その他の重篤な呼吸器疾患を有するものが誤嚥や誤嚥性肺炎で死亡することは医学的にはよく知られており、稀な出来事でもないから、被災者の石綿関連疾患と死亡との間に相当因果関係が認められるべきである旨主張するため、この点につき検討すると、以下のとおりである。

(2) まず、医証をみると、D医師は平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、「食事誤嚥による窒息であり、『びまん性胸膜肥厚』『石綿肺』と死亡原因との間には医学的にみて相当因果関係があるとは認められない」旨所見しており、E医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、『窒息死』あるいは『事故死』と判断すべき状況であって『慢性の呼吸不全あるいは腎不全による病死』ではないと思量する。」と所見し、両医師とも被災者は誤嚥による事故死であったとの意見を述べている。

この点、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書には、「石綿じん肺症そのものは今回の死亡原因ではないが、誤嚥を起こしやすく、また、肺炎を重篤化させる大きな要因である。」とあり、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書にも、「少量の誤嚥が致死的になった要因として、基礎疾患が死因の重要な要因であったことが推測されます。」などとあり、石綿関連疾患が被災者の死亡に関与した可能性について指摘があるが、石綿関連疾患が被災者の死亡に関与した可能性は推測の域にとどまっている。

(3) 被災者の死亡診断書においては、被災者の直接死因は「誤嚥性肺炎」とされている。この点、被災者は、肺機能や腎機能が著しく低下した状態にあったこ

とは事実であると認められるが、死亡に至る経過をみると、被災者は誤嚥のために入院し、加療により誤嚥性肺炎の悪化はなくなっている。そして、退院予定日の朝食時に誤嚥し、短時間のうちに心肺停止状態に陥り死亡に至ったものである。こうした入院から死亡に至るまでの被災者の症状の経過等からみると、被災者は退院予定日の朝食を誤嚥するという事故がなければ、誤嚥性肺炎自体は退院可能な状態にまで回復・安定していたとみるのが相当である。

(4) したがって、被災者の死亡原因は、「窒息死」あるいは「事故死」と判断すべきであって、「慢性の呼吸不全あるいは腎不全による病死」ではないと考えることが妥当であり、被災者の死亡と石綿関連疾患との間に相当因果関係は認め難いと判断する。

(5) 以上の(2)から(4)までの詳細な理由は決定書理由第2の2の(2)のアからエまでに説示のとおりである。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。